

未婚化、晩婚化の解決策としての
事実婚に対する考察

- A Study to the Common-law
marriage for Dterrering from
Declining Birthrate-

1. 論文タイトル:未婚化、晩婚化の解決策としての事実婚に対する
考察

2. 論文タイトル(英語): A Study to the Common-law marriage for
Dterrering from Declining Birthrate

3. キーワード:未婚化、晩婚化、事実婚

4.日本語論文要旨(500 字以内)

現在、日本では進行している晩婚化、未婚化は、深刻な社会問題である少子化が進む要因の一つである。晩婚化と未婚化の背景には日本の結婚への価値観やライフスタイルの変化、女性の社会進出など要因である中で、法律婚制度の意味が重要視されなくなってきたのではないかと考察した。

近年、結婚活動を意味する「婚活」が一般化し晩婚化、未婚化への対応策として期待されるが、婚活はあくまでかつての「お見合い」と果たす役割は同一なのではないだろうか。そこで私たちは、多様な価値観を尊重する現代の潮流に適した対応策として、「事実婚制度」を提案する。

事実婚を法律婚、同棲と比較することにより定義を明確にし、事実婚のメリットとデメリットを考察し、大学生に事実婚に関するアンケート調査を行なった。そして、その結果から事実婚の課題点を考察し、事実婚制度がすでに整えられているフランスを例にあげ今後の日本の事実婚制度の可能性を明らかにした。

5.英語論文要旨(200word 程度)

Today, late marriage and unmarried, which are progressing in Japan, are one of the factors behind the declining birthrate, which is a serious social problem. In the background of late marriage and unmarried, the significance of the law marriage system is becoming less important as it is a factor such as lifestyle and value to Japan's marriage change, women's social advancement, etc. . In recent years, "marriage hunting(konkatsu)" is generalized, expected as a countermeasure to late marriage and unmarried, but the role of marriage hunting as a former "matchmaking(omiai)" may be the same, is not it? Therefore, we propose a "Common-law marriage" as a countermeasure suitable for modern trends that respect various values. We clarified the definitions by comparing Common-law marriage with a law marriage and cohabitation, considered the merit and disadvantage of Common-law marriage, and conducted a questionnaire survey on Common-law marriage to university students. Then, based on the results, we examined the problem points of the Common-law marriage, and as an example of France whose Common-law marriage system has already been generalized, we clarified the possibility of Common-law marriage system in Japan.

【目次】

第 1 章

日本における晩婚化、未婚化の現状、要因

第 2 章

第 1 節事実婚の定義

第 2 節事実婚のメリット、デメリット

第 3 節アンケート

第 3 章

日本の伝統的家制度とフランスとの比較

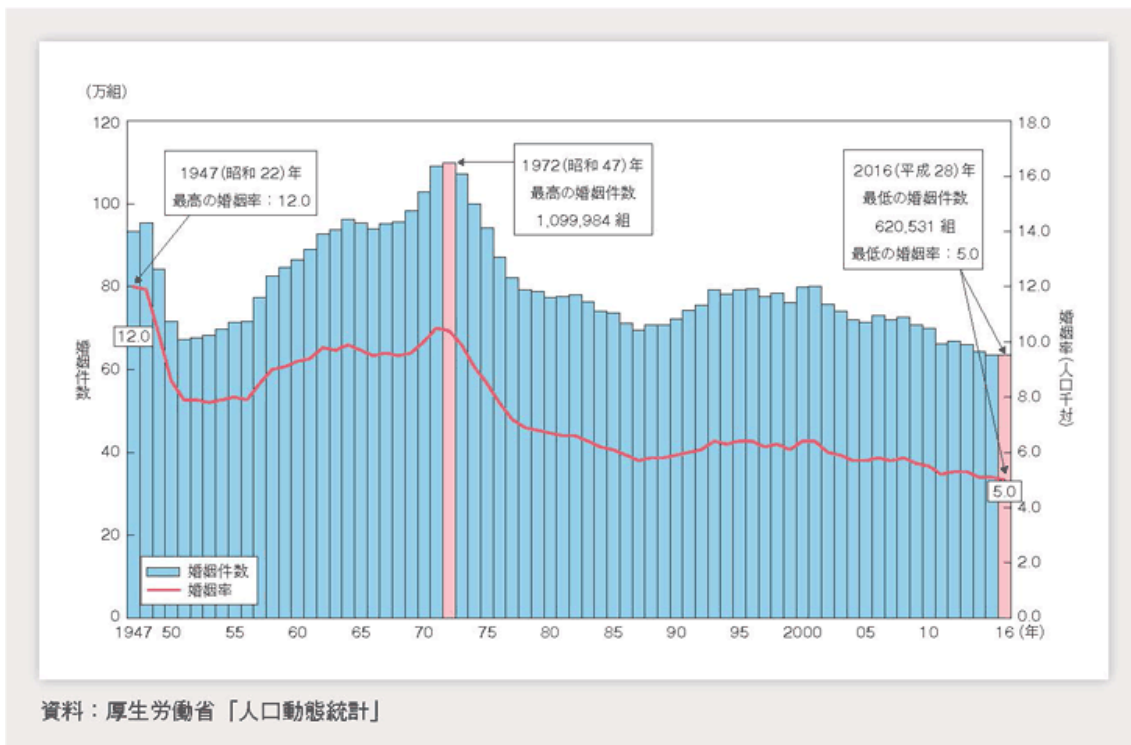
第 4 章

結論

第1章 日本における未婚化、晩婚化の現状と要因

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期¹には約270万人、第2次ベビーブーム期²には約210万人であったが、1975（昭和50）年に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けていた。1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっていて少子化が進んでいるといえる。³我が国では、子供は男女が結婚してから生まれる場合が大半であるので、未婚化や晩婚化が進むと直接的に出生数に影響してくる。そのため未婚化、晩婚化の進行を止めなければ少子化という問題が解消されることはない。

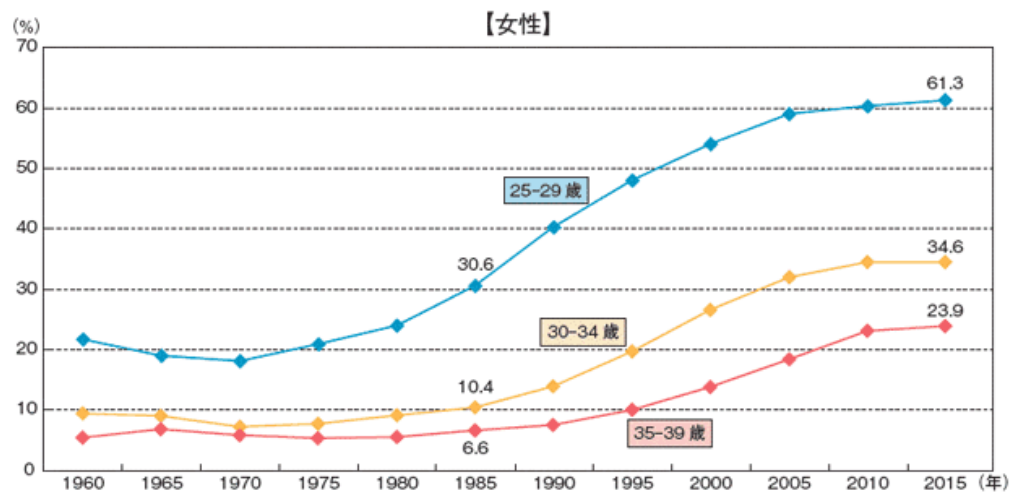
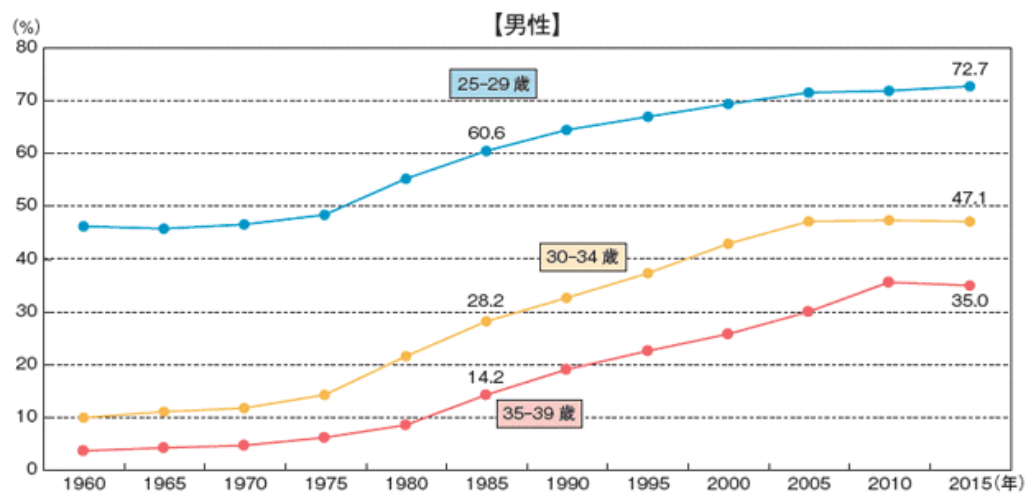
まず初めに日本における未婚化、晩婚化の現状について婚姻件数、婚姻率の推移に着目して説明する。婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970（昭和45）年から1974（昭和49）年にかけて年間100万組を超え、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）もおおむね10.0以上であった。その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、1978（昭和53）年以降2010（平成22）年までは、およそ年間70万組台で増減を繰り返しながら推移してきた。2011（平成23）年以降、年間60万組台で推移しており、2016（平成28）年は、62万531組（対前年比14,625組減）と、過去最低となった。婚姻率も5.0と過去最低となり、1970年代前半と比べると半分の水準となっている。⁴



出典；内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html> (最終確認日 2018 年 9 月 22 日)

次に年齢別（5 歳階級別）未婚率の推移に着目してみる。2015（平成 27）年は、例えば、30～34 歳では、男性はおよそ 2 人に 1 人（47.1%）、女性はおおよそ 3 人に 1 人（34.6%）が未婚であり、35～39 歳では、男性はおおよそ 3 人に 1 人（35.0%）、女性はおおよそ 4 人に 1 人（23.9%）が未婚となっている。長期的にみると未婚率は上昇傾向が続いているが、男性の 30～34 歳、35～39 歳、女性の 30～34 歳においては、前回調査（2010（平成 22）年国勢調査）からおおむね横ばいとなっている。⁵



資料：総務省「国勢調査」

注：1960～1970年は沖縄県を含まない。

出典：内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html>、同上

また、20～30歳代の未婚率の上昇に伴い、男女ともに平均初婚年齢が上昇する晩婚化も進展している。

このように未婚化、晩婚化が進行する要因として大きく二つの要因があると一般的に考えられている。一つ目は、結婚を望まない人が増えることで、二つ目は、結婚を望んでいるが何らかの要因で結婚に至らないことである。

前者の結婚を希望しない人が増えるという要因についていくつかの理由が挙げられる。自分一人の時間が大事、他人と暮らすのが窮屈、そもそも結婚することのメリットを感じられない、女性が社会進出したことにより男性に養ってもらわなければならないなどである。しかしいくつかの調査によると、結婚希望（意欲）には緩やかな低下がみられるが、結婚を希望しないものが大幅に増えているわけではないということが知られている。

後者の結婚を望んでいるが何らかの要因で結婚に至らないという要因はさらに大きく3つに分けることができる。第一は、異性との出会いがないこと、第二は異性との出会いがあっても結婚を希望するような相手、すなわち交際に至る異性に出会えないこと、第三に交際している異性がいても結婚に至らない何らかの要因があることである。⁶この3つの要因の中で特に第三の要因について深く掘り下げて考えてみたい。

そもそも交際している異性がいる男女が結婚に至るには、双方が結婚への意識が高まること必要条件になる。結婚への意識の高まりには男性と女性でずれがある。一般的に女性のほうが結婚を望む年齢が早く、それに対し男性が答えられていないという実態がある。日本において、戦前では約7割がお見合い結婚であった。そのため結婚を望む30代の男性と20代の女性もマッチングができていた。しかし、戦後半世紀の間に結婚の仕方が大きく変化し、お見合い結婚が一貫して減少し続け、1965年から1969年頃に恋愛結婚との比率が逆転した。それに伴い、恋愛結婚が主流になった現代ではお見合い結婚が盛んだった時代と比較すると男女のマッチングがうまくできず、結果的に未婚化につながる。⁷

次に、経済的要因が考えられる。内閣府の調査結果によると、結婚を希望する未婚者が結婚を決断する状況として、男女ともに「経済的に余裕があること」が最も多く挙げられている。結婚に至ると、結婚資金（挙式や新生活の準備のための費用）、結婚後の子供が生まれた出産後の教育費など多くの出費が見込まれる。そのため経済的弱者や非正規雇用者などは結婚に至らないことが多い。近年、若年層の非正規雇用の労働者が増加している。総務省統計局の労働力調査によると、1984年と2014年を比較すると、女性で27,7ポイント、男性で14,1ポイント増えている。男性は1984年当時1割にも満たなかった非正規雇用者が、現在では2割になっている。正規雇用者と非正規雇用者の年収を比較すると、やはり正規雇用者の年収のほうが高い。厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、非正規雇用者の年収は正規雇用者に対して20～24歳の男性、女性ともに7割強となっている。25～29歳になると男女ともに非正規雇用者の年収は7割を切る。年齢が上がるとともに、非正規雇用者の年収と正規雇用者の年収の差は開いていく。⁸そのため非正規雇用者が増えると経済的余裕がない未婚者が増え、結婚を決心できないという事態になる。

また、結婚することにより配偶者の親戚との付き合いや親との同居などを考慮しなくて

はいけなくなる。楽天リサーチ株式会社の調査によると、結婚しない理由に相手がいない、経済的に余裕がない、自分の時間を取れない、結婚の必要性を感じないの次に配偶者の親族との付き合いが億劫が挙げられている。また内閣府の調査によると、結婚の障害の内容において親との同居や扶養が1987年と比較すると2010年は減少しているが、男性では約7%、女性では約8%の人が結婚の障害だと感じている。⁹

我が国では、冒頭でも述べたように出生のほとんどが戸籍法¹⁰に基づき婚姻の届け出をした夫婦によるものである。厚生労働省「人口動態統計」によれば、2003年の出生率1,123,610人のうち98,07%は嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、非嫡出子は21,634人と全出生数の1,93%に過ぎない。しかし、これを欧米諸国と比較すると、スペイン、イタリアといった南ヨーロッパでは低いものの、いずれの欧米諸国も日本よりもはるかに高い水準にある。例えば、スウェーデン56%、フランス44.3%、イギリス43.1%、アメリカ33.9%が非嫡出子である。このような非嫡出子の割合が高い国では、非嫡出子が多いからといって、男女関係が乱れているというわけではなく、男女のカップルが何らかのメリットを感じて事実婚という形を選んでいたりと、非嫡出子であっても法的に嫡出子とほぼ同じ権利を享受できること、結婚形式の多様化に対する社会一般の受け入れなどが背景にある。¹¹日本でも事実婚を物珍しいとして捉えるのではなく社会一般に受け入れられるものになり、非嫡出子に対する権利や制度などを整えることで事実婚という選択肢を増やすことも少子化を食い止める一つの手段なのではないのかと考える。また、事実婚という選択肢は配偶者の親族や親との付き合いを考慮する必要がないといった法律婚よりも自由性が高い。多様な価値観が存在する現代に、事実婚という制度は適応していると考ええる。

¹ 赤ん坊の出生率がとても高いことをベビーブームという。第二次世界大戦直後の1947年～1949年に子供の誕生が爆発的に増えた時期を第一次ベビーブーム期としている。

² 第一次ベビーブーム期に生まれた世代が親になった1971年～1974年ころに子供の誕生が増えた時期のことを指す。

³ 内閣府「少子化対策の現状と課題」一項

⁴ 内閣府「未婚化の進行」一項

⁵ 内閣府「未婚化の進行」二項

⁶ 佐藤博樹、三輪哲、高見具広、高村静、石田絢子『結婚の意思決定に関する分析～「結

婚の意思決定に関する意識調査」の個票を用いて～』2016年9月

⁷ 厚生労働省白書 「若者の意識を探る」2013年

⁸ 高橋香菜子 「未婚率の上昇と晩婚化」2016年1月

⁹ 厚生労働省白書 「若者の意識を探る」2013年

¹⁰ 戸籍法とは、各人の身分関係を明らかにするための戸籍の作成、手続きなどを定めた日本の法律のこと。

¹¹ 内閣府 「晩婚化、未婚化の進展」

第二章

第1節事実婚の定義

事実婚は法律婚、同棲とは違ったものとして認識されている。事実婚の定義を法律婚/同棲との違いによって説明しておこう。

まず、法律婚と事実婚の違いを検証していく。”民法739条1項は、「婚姻は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と規定し、明治民法（民法旧規定775条）を踏襲し、届出婚主義を採用している”¹とあるが、事実婚という手段をもっても、ある程度法律婚と同等の権利を享受することができる。

¹ 古川瑛子「事実婚の法的保護と内縁保護法理についての一考察」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要第27号、2009年

	項目	法律婚	事実婚
手続き	入籍・同じ戸籍、同じ姓	できる	できない
	住民票の続柄記載	妻	妻（未届）
社会保険	健康保険の被扶養者（一定条件あり）	なれる	
	国民年金の第3号被保険者（一定条件あり）	なれる	
	遺族年金等の受取人（一定条件あり）	なれる	
	会社の家族手当	もらえる	会社による
生活	結婚式	できる	
	公営住宅の入居	できる	
	住宅ローンの連帯保証人・連帯債務者	なれる	
	携帯電話の家族限定割引	使える	
保険	生命保険の死亡保険金受取人・指定代理請求人	なれる	保険会社による
	自動車保険の家族限定割引	使える	
	個人賠償責任保険の家族の対象	対象	保険会社による
税金	配偶者控除・配偶者特別控除の利用	できる	できない
	相手を保険金受取人にした生命保険料控除	できる	できない
相続	パートナーの財産を相続する権利	ある	遺言が必要
離婚	財産分与・慰謝料請求・養育費の請求	できる	
	第3号被保険者の年金分割	できる	
	厚生年金の年金分割	できる	できない

表:日経ウーマンオンライン²

上記の表を見ると、かなり多くの部分で事実婚は法律婚と様々な分野において同じ権利がありサービスを受けられることがわかる。一方で、配偶者控除や配偶者特別控除の利用が事実婚では適用されないという点は、両者の大きな違いであろう。配偶者控除とは、所得のない、あるいは少ない配偶者を持つ人の税金を安くする制度であるが、この配偶者控除が適用されるのは、法律婚のみである。2018年1月に配偶者控除、配偶者特別控除の適用条件が変更され、年収201万円以下までが対象になった。つまり、妻が専業主婦、または201万円以下の所得しかないパート勤務である場合は、配偶者控除が受けられる訳だが、事実婚の場合それが受けられないということは家計に大きな影響を与えうるだろう。しか

² ²「選ぶ結婚 事実婚と法律婚は何かどう違うのか」日経ウーマンオンライン 2016年5月24日

し一方、女性も働き、配偶者同様の収入が見込まれる場合は、法律婚か事実婚かに関わらず配偶者控除は適用されないため、両者に違いはない。むしろ研究者や弁護士、経営者や医者等の自立した職業のカップルの場合は、事実婚でもそのデメリットはないと判断することができる。

では他方、事実婚と同棲にはどのような違いがあるのだろうか。事実婚と同棲の違いを事実婚では認められている義務や権利等から考察していく。事実婚は法律婚でなくても、婚姻関係にある夫婦と同様にいくつかの義務や責任が発生する。事実婚によって、①同居・協力・扶助義務②貞操義務③婚姻費用分担義務④日常家事債務の連帯責任が発生する。法律婚と同様のお互いの行動を規範通りの枠組みで収めようとする権利・義務である。このうち、貞操義務に関しては、法律婚と同様に民法で明記されていないが、配偶者の不貞行為を離婚原因としていること(民法 770 条 1 項 1 号)・重婚を禁止していること(民法 732 条)を理由に、貞操義務は法律上の義務と解釈されている。つまり、事実婚においては不貞行為は「浮気」ではなく「不倫」として扱われるということである。以上のことから、事実婚と同棲の違いは婚姻という手続きを取らなくとも、発生する義務や責任においてある程度法律婚的な関係を強制できる点が挙げられる。さらに、「事実婚」という言葉を使用することで、自分たちの関係性を同棲とは違うという点を他者に説明するために使用可能であるという効果もある。「事実婚カップルは、自らが望ましいとする関係性を達成するために「結婚」するのであり、それは、法律婚ではない自分たちの関係を辞任し、かつ他者に説明するためには、「結婚」という語彙を使う必要があるからだ。」と定義している。³

³ 阪井裕一郎、本多真隆、松木洋人「事実婚カップルはなぜ「結婚」するのか-結婚をめぐる差異化と同一化の語りから-」年報社会学論集 28 号、2015 年

第2節 事実婚のメリット、デメリット

事実婚と法律婚の違いを知った上で、事実婚のメリットとデメリットについて述べたい。

日本は最近になって事実婚が増えてきたが、欧米諸国ではもっと前から事実婚は一般的なものとしてとらえられてきた。⁴日本で事実婚が広く知れ渡らなかった理由として、日本の婚姻の多くは、仲人の仲介により「家」と「家」を結びつけるものであり、婚姻の目的の一つとして、その「家」の後継者を生むことが重要視されていた。しかし現行家族法⁵では、「家」制度は廃止され、法的な婚姻障害は消滅した。また、戦後の民主化のなかで、婚姻習慣も変化し、今日では、婚姻を「家」の結びつきであり、後継者を生むことがその大きな目的であるという意識は薄らぎ、個人主義的な考え方が強くなってきている。⁶

ここでは「家族の民主化」時代の事実婚問題をめぐる視座を明らかにしていこう。まずは「家族の民主化」の議論において最も影響力をもっていた川島武宜の見解をみておく。川島は「事実婚主義と法律婚主義」(〔1947〕1950)と題する論文で、日本に「事実婚」が多く生じる理由を3点挙げている。第1に、「婚姻は父母の決定によって生ずるという意識」が存在していること。このような意識の存在ゆえ、父母の許可が得られない場合、当事者は事実婚を選択することを余儀なくされたというのである。第2に、「結婚は届けなければならない」という意識そのものが低かったこと。それは「戸籍についての無知・無自覚」や「戸籍のことは親に任せる」という二つの理由に起因していた。第3に、「家族制度」と「媒酌婚」である。親の絶対権力のもとでは、結婚にあたって嫁が「家風に合うか」を確認することが不可欠であり、親の承認があったとき、はじめて婚姻の届出がなされるのが習慣であった。それゆえ、「早く届出がなされると、もし嫁を返さねばならない必要が生じた場合には戸籍面が汚れるので、そのことは夫の嫁にとっても、妻の家にとっても喜ばしいことではないから」届出までは時間を必要としたのである。以上が川崎の指

⁴ 事実婚はメリットだらけ？ バツ3離婚弁護士が行き着いた結婚のカタチ(最終閲覧日2018年9月19日) <https://www.kakekomu.com/media/12005/>

⁵ 民法第4編を親族を中心とする夫婦、親子等の法律上の地位の成立、これに基づく権利義務及びこれらの地位の解消について規律する法律に加えて民法第5編の相続法を含めている

⁶ 小川富之(1993)『日本の事実婚』

嫡である。(川島 [1947] 1950:191)⁷つまり婚姻は父母の決定が必要であり、届ける必要があるということだ。

これに対し事実婚はどちらの親に対しても挨拶をする必要がなく、名字も変える必要がない。つまり法的な手続きを婚姻届や名義変更を含め一切する必要がないということだ。⁸だが、名字を変える必要がないことに付随して一点デメリットがあげられる。事実婚カップルの子供が社会において受け入れ難いという現状があることである。これは制度の問題という訳ではなく、社会風潮的な問題である。事実婚夫婦の子供は非嫡出子であるが、非嫡出子であっても、父親が認知を提出すれば父親の財産相続の権利と扶養請求の権利が得られる。父親の財産相続が非嫡出子は嫡出子の 1/2 であったが、2013 年の法改正で均等となり、制度的な障害はほとんどないといえる。しかし、社会風潮的な観点からすると、「日本は嫡出子/非嫡出子という区別が残っており、また親(大人)の選択の結果を子供に負わせることを当然視する社会であるから、子供のことを考えれば、好むと好まざるとによらず婚姻を選択せざるを得ず、選択しなければ排除されることになりかねない」⁹と北原(2016)は述べている。つまり、事実婚は夫婦関係で承諾され本人同士は親や社会の干渉を受ける必要はないが、子供の人生に何らかの障害を及ぼす可能性を考慮すべきなのである。

⁷ 阪井裕一郎(2012)『事実婚と民主主義:視座の変容から考える現代的課題』

⁸ 探偵 navi 事実婚のメリット・デメリット！これを知らないとあなたの逃げ恥ライフは大変！(最終閲覧日 2018 年 8 月 19 日) <https://探偵navi.com/結婚/jijitukon-mede/>

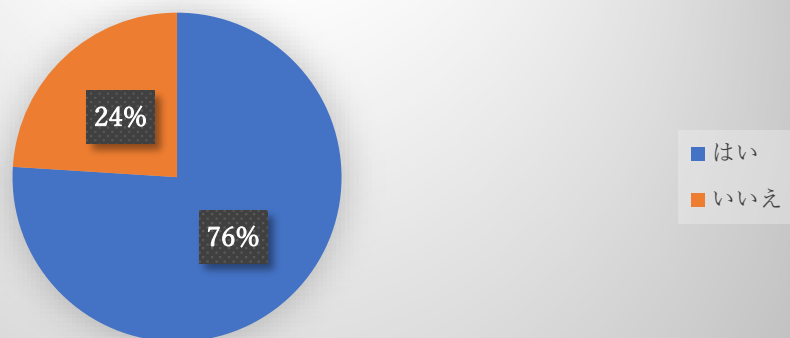
⁹ 北原零未(2016)「夫婦別姓はなぜ『嫌われる』のか？」中央大学社会科学研究所年報、第 21 号、254 ページ

第3節 アンケートの結果と考察

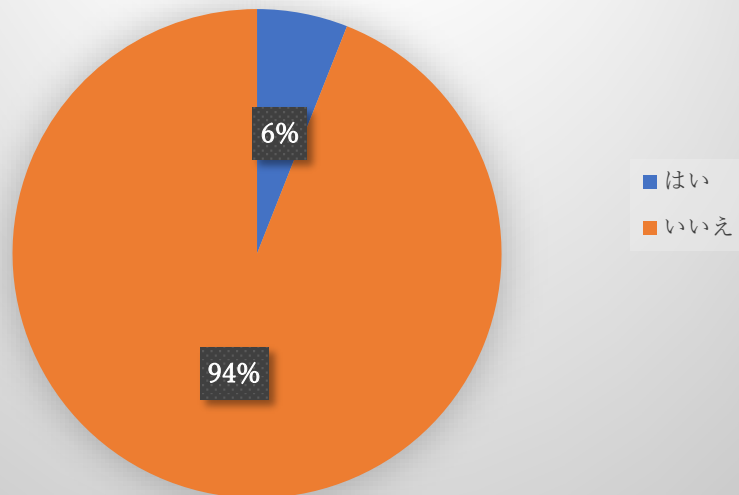
我々は事実婚に関して人々はどのような考えを持っているのか、また日本の結婚制度のありかたや国民の結婚観が事実婚をしにくい環境を作っているのではないかという仮説を考察するためにアンケート調査を実施した。WEB アンケートを作成し、調査期間は9月10日から9月24日までの2週間。SNSなどを利用して拡散し、調査を実施した。調査対象は大学生を対象にした。2週間で000人の回答を得ることができた。内容と結果は下記のとおりである。

まず、「事実婚を知っているか」、「現在の日本の社会の中で事実婚をしたいか」、「事実婚をした場合周りに反対されるかどうか」、「友人が事実婚することに抵抗はあるか」という設問に対して「はい」と「いいえ」を選んでもらい、後半2つの設問ではそれに対する理由を「周りの人が法律婚をしているから」、「事実婚のメリットを知らないから」、「日本が法律婚をする風潮だから」、「その他」の四択で選んでもらった。そしてフランスのPACSの事例を説明し、フランスのような社会の中ではどうかということを上と全く同じ質問で聞いた。もし、現在の日本における質問に対して「いいえ」と答えていた人がもしフランスのような社会における質問で「はい」と答えたとしたら、未婚化、晩婚化の原因は、日本国内での結婚の在り方、結婚制度にあると言える。

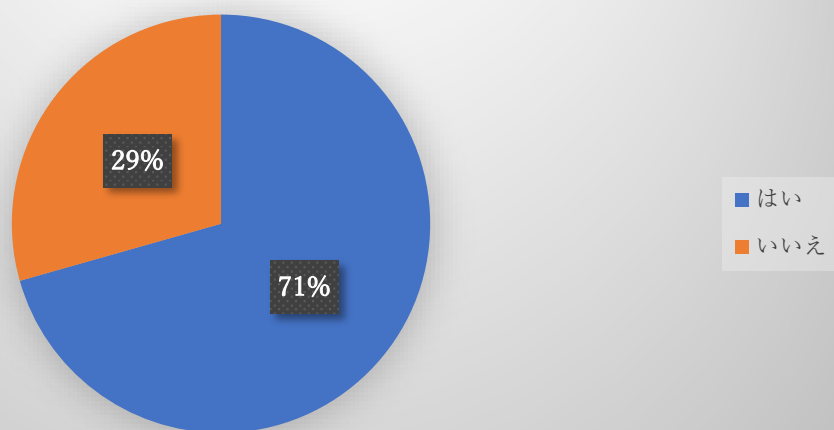
事実婚を知っているか？



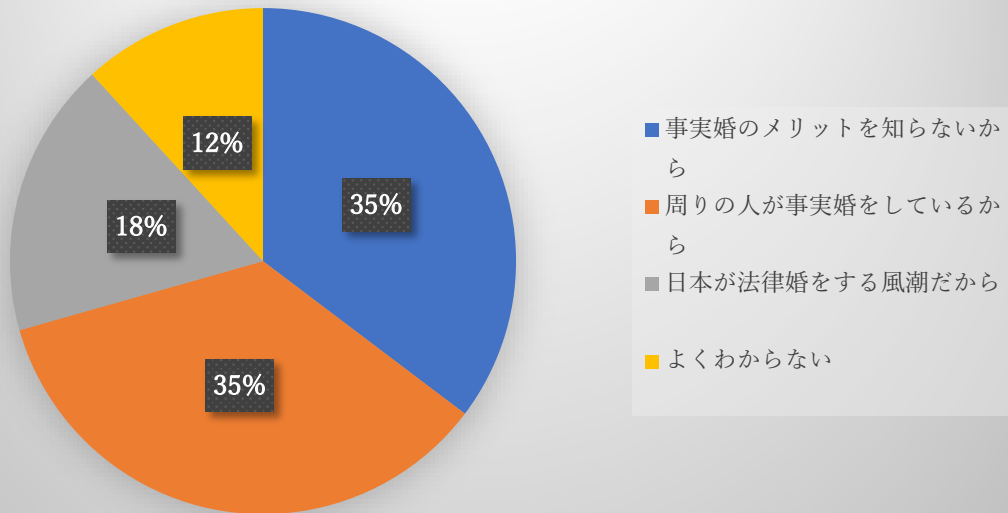
事実婚をしたいですか？



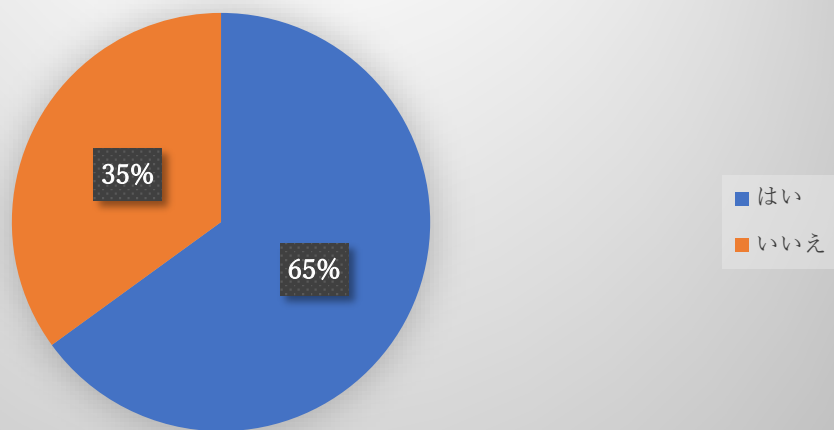
事実婚をした場合周りの人は反対すると思うか？



それはなぜですか？



友人が事実婚をすることに抵抗はあるか？



事実婚を知っている人は76%いて、全体の約4分の3の人々が事実婚を知っていると答えた。「しかし事実婚をしたいか？」という設問に対して事実婚をしたいと答えたのはわずか6%であった。また「周りの人は反対するとおもうか？」という設問に対しては65%、「友人の事実婚に抵抗があるか？」という設問に対しては65%もの人が「はい」と答えた。その理由として「事実婚のメリットを知らないから」、「周りの人が事実婚をし

ているから」という2つの理由がどちらも35%で最も多かった。その次に多かったのが「日本が法律婚をする風潮だから」で18%であった。

第三章日本の伝統的家制度とフランスとの比較

わが国においては婚姻は届け出によって成立し、その効力が生ずるとされている。¹⁰（民法739条1項）。その届出婚主義導入の先駆けとなったのは1875年の大政官達209号であった。そこでは婚姻および離婚、養子縁組および離縁については戸籍に登録することによってその効力が生じると規定された。¹¹その後、民法の制定作業がすすみ、フランス法を参考とする旧民法が制定されたが、そこでは法律婚主義と事実婚主義の折衷制度が採用されていた。¹²旧民法は1890年に制定・公布され、1893年から施行される予定であったが、周囲の強力な反対派から施行延期が主張され、断交論と激しく対立した。その後も論争は続き1892年の帝国議会にまで持ち込まれ圧倒的多数で施行延期法案が可決された。

その後、政府は新たに法典調査会を設置し新たに民法の編纂が進められた。この民法は明治民法と呼ばれ、ドイツの民法の第一草案を参考にパンデクテンの方式を採用している。この明治民法は現行日本民法であり、財産法の部分では所有権絶対の原則、契約自由の原則、過失責任の原則という資本主義の発展に即した諸原則に基づいているが、家族法の部分では封建的、家父長的な「家」制度基礎に置いたものであり、個人の尊厳、男女の平等の理念については実現されていなかった。第二次世界大戦後、日本の民主化が実現され、1946年に日本国憲法が実現され、第24条に婚姻及び家族に関する法律が個人の尊厳

¹⁰ 「婚姻は、……届け出ることによって、その効力を生ずる。」と規定されているため、届出は効力発生要件にすぎず、婚姻居合の合致の時に婚姻は成立するという説（加藤一郎「身分行為と届出」『家族法の諸問題』（有斐閣、一九二七年）五一九頁）もあるが、通説は、届出により成立し、それと同時に効力を持つと解している。

¹¹ （2）一八七五年太政官達二〇九号の採用する届出婚主義については、石井良助「明治初年の婚姻法」『家族問題と家族法Ⅱ（婚姻）』（酒井書店、一九八〇年）参照。

¹² 旧民法（ボアソナード民法）における家族法の状況については、手塚＝中村「旧民法元老院議提案」慶応法研二九卷六号参照。

と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならんことが明記されており、それを受けて明治民法の家族法の部分は根本的に改正されることになった。

明治民法に際して、立法者は、届出婚主義を採用した場合に届出を欠く婚外関係が生ずる可能性があることを認識していたが、届出を励行することで婚姻が近代化し、国民が届出婚主義を理解し、これを実践することを期待していた。¹³しかしながら、この立法者の期待に反して、現実には多くの婚外関係が生じた。婚外関係がどのくらい存在したかについての正確な統計は存在していないが、明治民法施行後約 25 年を経た 1920 年頃の推計では、内縁率（既婚者数に占める婚外関係者の数）は男性約 17%、女性が約 16%であると言われている。¹⁴

このように多くの婚外関係が生じた理由として、第一に、伝統的な婚姻慣行の存在が指摘されている。¹⁵日本の婚姻の多くは、仲人の仲介によって「家」と「家」を結びつけるものであり、婚姻の目的の一つとしてその「家」の後継者を生むことが重要視されていた。よって、挙式後嫁が夫の「家」の家風に合うかどうかを確かめ、後継の子を産むまで婚姻の届け出をしないことが多かった。当時は戸籍に入れることで「家」の一員になると考えられており、この意識が、婚姻の届出の提出を遅らせる一つの原因となっていた。第二に法的な婚姻障害の存在が指摘されている。¹⁶戦前の家族法旧規定では、「家」制度的な規定から、当事者が婚姻の届出をしようと思ってもできない場合があり、法律上必然的に婚外関係が生じた。たとえば、戸主または推定家督相続人は、他に家督相続人を立てなければ他家に嫁ぐことができず、女性が戸主または推定家督相続人となっている場合は、實際上婚姻することが困難な場合が多かった。また男性 30 歳、女性は 25 歳まで婚姻に対して父母の同意が要求されており、加えて、年齢にかかわらず常に戸主の同意が必要とされていたため、同意を得ることができず、やむなく婚外関係にとどまるものも多かった。第三に、法律知識の欠乏または無関心から生じる婚外関係が多かったことも指摘されている。¹⁷資本主義経済の進展に伴って、日本における無産労働者の数が増加してきたが、内縁率が非常に高く、婚外関係の解消により生じる問題は当時の社会問題となった。このよ

¹³ 日本近代立法資料業書 6『法典調査会民法議事速記録六』（商事法務研究会、一九八四年）一八六頁

¹⁴ 戸田貞三『家族と結婚』（中文館書館、一九三四年）五四頁。

¹⁵ 二宮周平『事実婚の現代的課題』（日本評論社、一九九〇年）三頁。

¹⁶ 同、三頁。

¹⁷ 同、四頁。

うな労働者層には、婚姻は届け出により成立し、効力が生じるということを認識していない人も多く、仮に認識していたとしても、届出の手続きは非常に煩雑であり¹⁸、届出をしなくても特に不自由を感じないため、怠慢に放置していたものも多かったようであった。

このような理由から多く生じていた婚外関係の問題を解消するためには、「家」制度と届出婚主義を検討しなければならなかったが、明治民法の家族法の規定が改正されるまで、それは実現されなかった。

第二次世界大戦後の1947年に民法の家族法の部分が根本的に改正され、婚外関係の問題も一変することとなった。現行民法では、「家」制度は廃止され、法的な婚姻障害は消滅した。戦後の民主化の中で、婚姻慣行も変化し今日では、婚姻を「家」と「家」の結びつきであり、後継者を生むことが大きな目的であるというような意識は薄らぎ、アメリカや西欧のような個人主義的な考え方が強くなってきている。そして現在では事実婚という新たな婚姻の形が生まれてきている。

事実婚が一般的である国としてフランスが挙げられる。しかし、フランスで事実婚が選択される要因は、フランスでは法律婚においても同姓の規定がないため日本とは異なる。フランスにおいては婚姻制度が煩雑であり、特に離婚手続きが極めて面倒であることは、事実婚が増加した要因であると言える。もともと、フランスの婚姻制度は有産階級を前提としており、手段は複雑で費用も時間もかかるようにできていた¹⁹ことと、20世紀に入り婚姻手続きの簡略化が進んだ中でも、本来カトリックの国であるということから離婚が禁止されておりその影響で離婚に関しては手続きが煩雑なままであった。そして、離婚させないために離婚手続きを煩雑にしたところ、離婚できないから結婚しない、という結果になり、事実婚は一般化した²⁰のだ。フランスでは婚外子の割合が多いこと(2016年、67%)には以上のような背景がある。つまり、フランスは法律婚においても夫婦は別姓であること、婚外子の割合が高いことの二点で、事実婚夫婦の子供が社会生活において障害のない環境なのである。

¹⁸ この当時は、今日のような備付の書式もなく、届書を作成すること自体が非常に複雑であった。

¹⁹ 北原零未(2016)「夫婦別姓はなぜ『嫌われる』のか？」中央大学社会科学研究所年報、第21号、253ページ

²⁰ 同上

第4章 結論

日本の晩婚化、未婚化の解決策としての事実婚にはメリットとして事実婚には日本の伝統的家制度から解放され、個人の自由な形の「結婚」が可能であること、デメリットとして現在の日本の社会生活において親の選択が子どもの障害となる可能性があることをあげた。第3章にて事実婚が一般的に受け入れられているフランスでは、事実婚夫婦の子供と法律婚夫婦の子供と区別することができない社会背景があることを明らかにした。また、実施アンケートから、日本の大学生には事実婚がどういったものか、メリットなどが認知されていないことがわかる。日本の晩婚化、未婚化の解決策として事実婚を提案するならば、日本の事実婚に対する認知を広めること、法律婚において夫婦別姓の選択を可能にするものの両方向からのアプローチが必要ではなかろうか。このためには、地方公共団体や国が事実婚の法的な諸問題に向き合い、それを克服する諸改正を行うことがまず先決である。そしてその上で、教育機関を含めて社会全体でこの制度的枠組みに対する認知を広め、さらにそれに対する偏見を取り除く努力が必要であろう。本稿でも大学生の認識は、それに対する偏見の存在をあらわにしている。若者が事実婚を選択するためには、多くの精神的ストレスを克服する必要があるのだ。この点は自由な意思を持った選択肢の一つに事実婚はなっているとは言い難いこと、若者にとっての婚姻は、法律婚か、あるいは同棲か、という二つの選択肢しかなく、事実婚は同棲の一種にほぼ近い認知しか得られていないことを証明しているのではなかろうか。今後上記の努力を行政、司法、そして社会全般が意識をして、修正することによって、現在目の前に迫りつつある超高齢化社会への対応を模索するべきである。

参考文献(日本語論文)

- ・ 佐藤博樹、三輪哲、高見具広、高村静、石田絢子『結婚の意思決定に関する分析～「結婚の意思決定に関する意識調査」の個票を用いて～』
- ・ 高橋香菜子 「未婚率の上昇と晩婚化」
- ・ 古川瑛子「事実婚の法的保護と内縁保護法理についての一考察」
- ・ 阪井裕一郎、本多真隆、松木洋人「事実婚カップルはなぜ「結婚」するのか-結婚をめぐる差異化と同一化の語りから-」
- ・ 小川富之「日本の事実婚」

- ・ 阪井裕一郎「事実婚と民主主義:視座の変容から考える現代的課題」
- ・ 北原零未(2016)「夫婦別姓はなぜ『嫌われる』のか？」
- ・ 加藤一郎「身分行為と届出」『家族法の諸問題』
- ・ 石井良助「明治初年の婚姻法」「家族問題と家族法Ⅱ（婚姻）」
- ・

参考文献(日本語本)

- ・ 日本近代立法資料業書 6『法典調査会民法議事速記録六』
- ・ 戸田貞三『家族と結婚』
- ・ 二宮周平『事実婚の現代的課題』
- ・ 山田昌弘「『婚活』現象の社会学」

参考文献(新聞等)

参考文献(英語論文)

参考文献(英語本)

参考 URL

- ・ 内閣府(2013 年)『少子化対策の現状と課題について』 URL:
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25pdfgaiyoh/pdf/s1.pdf> (情報最終確認日 2018 年 9 月 22 日)
- ・ 内閣府『未婚化の進行』 URL:
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html> (同上)
- ・ 厚生労働省(2013 年)『若者の意識を探る』 URL:
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-2.pdf>(同上)
- ・ 日経ウーマンオンライン(2016 年)『選ぶ結婚 事実婚と法律婚は何がどう違うのか』
URL: <https://style.nikkei.com/article/DGXMZO02215490S6A510C1000000> (同上)
- ・ 事実婚はメリットだらけ？ バツ 3 離婚弁護士が行き着いた結婚のカタチ URL:
<https://www.kakekomu.com/media/12005/> (同上)

・探偵 navi 事実婚のメリット・デメリット！これを知らないあなたの逃げ恥ライフは大変！URL: [https://探偵 navi.com/結婚/jijitukon-mede/](https://探偵navi.com/結婚/jijitukon-mede/) (同上)

・THE LOCAL fr URL:<https://www.thelocal.fr/20180810/france-tops-eu-table-for-births-outside-marriage> (同上)